

大阪市告示第1549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月10日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
西成区第369号線	西成区津守1丁目 2番の16地から 同区同 2番の13地まで (別紙参考図参照)	旧	m 13.00	m 242.53
		新	10.00	242.53

(建設局総務部管財課)